



三次市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助等を行っている団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年3月30日

三次市監査委員 升 本 美知子
三次市監査委員 岡 田 美津子



(別紙)

監査結果

第1 監査の対象団体及び担当部署

青河自治振興会

【担当：三次市地域振興部地域振興課】

第2 監査の実施期間

令和2年1月10日（金）～令和2年2月26日（水）

第3 監査の目的及び方法

平成30年度に市が交付した補助金、交付金について、その交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか監査した。

また、公の施設の管理業務を行う上で、施設の運営や出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか監査した。

監査の方法は、監査対象団体及び担当部署に関係書類の提出を求め、その全部又は一部について調査するとともに、実地調査及び関係者から説明を聴取することにより実施した。

第4 監査の結果

監査対象団体に交付された補助金、交付金、公の施設の管理に係る指定管理料について監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、次に掲げるものを要望事項とし、指摘事項等の詳細については、それぞれの監査の過程において触れたので省略する。

1 [青河自治振興会]

出納その他の事務について、一部に書類の不備、記載誤り等が見受けられた。改善等が必要な事項については担当部署の指導を受け、適切な事務処理

に努められたい。

今後も、担当部署と連携し、交付金や補助金の使途について透明性を確保できるよう、事務処理等のチェック及び記録を十分にされたい。

2 [地域振興部 地域振興課（担当課）]

全住民自治組織の会計・事務処理等の現状や課題を定期的に把握し、統一的な事務処理の方法や必要な基準を示すなど、住民自治組織が混乱することなく、効率的に事務処理等が行えるよう指導監督を行われたい。

また、交付金や補助金の使途について透明性を確保するとともに、交付の目的やその効果等を検証し、見直しや統合等の必要性について検討されたい。